

## 鳥取県県土整備部電子入札運用基準

鳥取県県土整備部建設工事等電子入札執行要領（以下「要領」という。）の運用に関しては、この基準に定めるところによる。

### 1 ICカードの資格等（要領第4条及び第5条関係）

- (1) 一般競争入札、公募型指名競争入札、限定公募型指名競争入札又はプロポーザルを電子入札により行う場合にあっては、電子入札システムに登録された有資格者のみ、当該入札に参加できるものとする。
- (2) 通常型指名競争入札方式又は随意契約を電子入札により行う場合にあっては、要領第4条に規定する利用者登録を行っている有資格者の中から、指名業者等を選定するものとする。
- (3) 利用者登録を行ったICカードにより発注機関に対し送信された情報は、当該ICカードに登録された有資格者により送信されたものとみなす。

### 2 入札参加者のICカードの取扱い（要領第5条関係）

電子入札に使用できるICカードは、有資格者又は入札、契約権限等について有資格者から年間委任を受けた者名義のものに限ることとし、原則として個別委任は認めない。

### 3 ICカードの不正使用等（要領第5条関係）

- (1) 要領第5条第3項の不正に使用した場合は、次のいずれかに該当する場合とする。
  - ア 他人のICカードを不正に取得し、他の人になりすまして入札に参加した場合
  - イ その他発注機関が不正使用であると認めた場合
- (2) 発注機関は、次のいずれかに該当する場合（(1)の場合を除く。）において、電子入札前にあっては、当該入札に係る指名を取消すことができ、未だ電子入札に係る契約を締結していないときは、当該契約を締結せず、既に当該契約を締結しているときは、当該工事の進捗状況等を考慮しつつ、当該契約を解除することができるものとする。
  - ア 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合
  - イ その他発注機関が必要と認めた場合

### 4 ICカードの変更（要領第5条関係）

- (1) 要領第5条第4項のやむを得ない事由は、次のいずれかに該当することとする。
  - ア 電子入札システムに登録しているICカードが破損等で使用できないこと。
  - イ その他発注機関がやむを得ないと認める事由
- (2) 県土整備部長は、(1)に該当すると認めた場合にのみ、要領第5条第4項の承認を行うものとする。

### 5 入札参加者側の事由による入札期間、開札日等の変更

- (1) 参加希望者から電子入札ができない旨の申告があった場合は、発注機関は、その事由と復旧の可否について調査を行い、その結果、次のいずれかの事由（ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、当該参加希望者に責任があると認められる場合を除く。）により、原則として複数の

参加希望者が電子入札に参加できない状態にあり、かつ、すぐに復旧することも困難と認められるときは、入札期間、開札日等を変更し、又は入札方法を紙入札に変更することができる。

ア 天災

イ 地域的停電

ウ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

エ その他発注機関がやむを得ないと認める事由

(2) 発注機関は、(1)による変更の内容を参加希望者に対し送信（送信できない場合は、電話等で連絡）するものとする。

#### 6 発注機関側の事由による入札期間、開札日等の変更

(1) 電子入札システムの障害等により予定期間内に入札執行を完了することが困難な場合、当該入札の発注機関は、財団法人鳥取県情報センターと復旧の可否について調査を行い、入札期間、開札日等を変更し、又は入札方法を紙入札に変更するものとする。

(2) 5の(2)の規定は、(1)による変更の内容について準用する。

#### 7 提出書類のファイル形式等

(1) 提出書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出書類を保存するファイルの形式は、次のいずれかとし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に使用してはならないものとする。

番号	アプリケーションソフト	ファイル形式
1	一太郎	Ver10形式以下のもの
2	Microsoft Word	Word97形式以下のもの
3	Microsoft Excel	Excel97形式以下のもの
4	その他	PDFファイル

(2) 提出書類についてファイルを圧縮して送信する場合には、LZH形式又はZIP形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

(3) 提出書類に係るファイルにウイルス感染のあることが判明した場合には、次のとおり対応するものとする。

ア 直ちにファイルの閲覧を中止し、当該ファイルを送信した者と再提出の方法を協議する。

イ 完全にウイルスを駆除することができる場合でなければ、電子入札システムにより再提出することを認めない。

#### 8 紙入札への移行（要領第11条関係）

(1) 発注機関は、要領第11条第1項又は第2項の規定により紙入札によることとした場合は、その入札参加者を速やかに紙入札業者として登録するものとし、当該入札参加者に対し、以後は電子入札に係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の提出及び受付は有効なものとして取扱い、原則として改めてそれらの手続きを行う必要はない。

(2) 要領第11条第2項の規定により紙入札によることとした場合は、紙入札による入札期間の末日を電子入札による入札期間の末日と同一の日とするものとする。